

幼児教育無償化に係る食材料費 の取扱いについて

平成30年11月6日

検討事項

1. 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

2. 保護者の自己負担の仕組み（現状）

（1）保護者の自己負担の方法

- ①**保育料** 保護者が施設（保育所は市町村）に支払う（子ども・子育て支援法）。
- ②**実費徴収** 保護者が施設に実コストに応じて支払う（運営基準）。
 - 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用、その他通常必要とされる便宜に係る費用
 - 事前の明示、同意



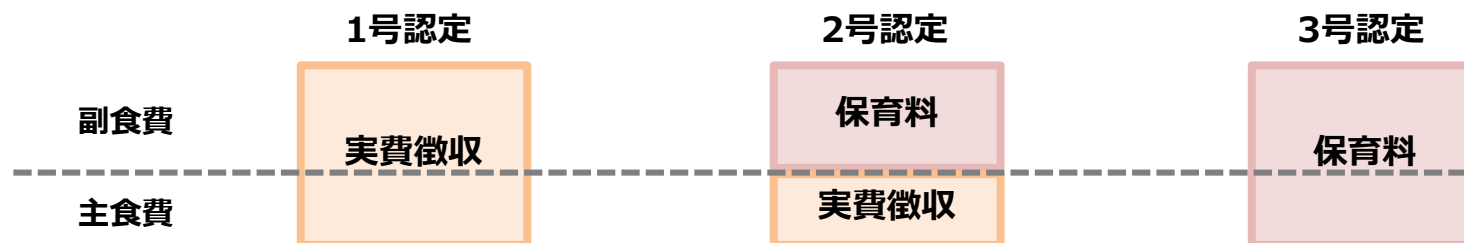
（2）低所得者等の負担減免（地方単独事業による軽減を除く。）

- ①**保育料** 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定（子ども・子育て支援法施行令）。
- ②**実費徴収** 生活保護世帯等に市町村が助成（子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業）。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い（地方単独事業による軽減を除く。）

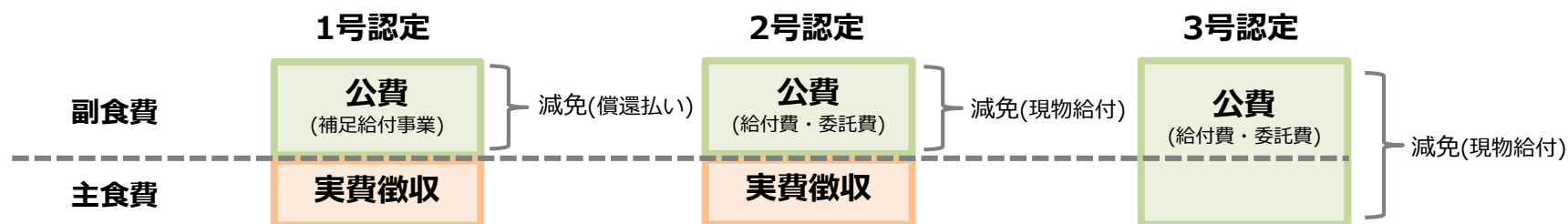
給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。

ア 一般世帯の場合 主食・副食ともに保護者の自己負担。



- ※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。
- ※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。
- ※3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

イ 生活保護世帯等の場合 3歳以上の主食を除き公費負担。



(参考1) 前回会議での主な意見

- 義務教育や医療・介護における給食費の扱いを踏まえ、基本的には自己負担でいいのではないか。
- 食育の実践が見える化して、利用者と意識を共有することが質の向上に向けて重要であり、実費徴収とすることも検討に値する。
- 高齢者や障害者の場合は自己負担だが、子供関係の施設である社会的養護関係の施設では、措置費の中に入っており、必ずしも子供と高齢者・障害者が同じ扱いでなくとも構わない。1号と2号の公平性を「教育課程に食がしっかりと位置づけられているか否か」で分けるということもあり得る。
- 乳幼児の食は教育・保育の一環であって、無償化の対象として含まれてもいいのではないか。
- 3号についてはこれまでも保育料に入っているのだから、保育料に乘せるのは当然。福祉的観点から公定価格で見るとはならないか。
- 費用負担の構造については、見える化・情報開示を進める必要がある。
- 食材費の内訳については誰しもが「見える化」される状態で運用されるべき。
- 1～3号認定間の公平性が重要であり、負担方法の違いは統一する必要がある。就労の有無ではなく、全ての保護者が納得できる合理的な判断をすべき。
- 認定こども園では、同年齢での食材料費の取り扱いの違いが保護者同士の不公平感の潜在化につながるため、少なくとも1号と2号の整理に着手しなければ、保護者の理解を得られないのではないか。
- 1号の補足給付事業の対象範囲が2号、3号の保育料減免範囲と合っていないため、負担軽減の対象範囲の整合性を積極的に検討すべき。
- 低所得の人たちに対する手厚い支援が必要。現状、保育料が免除になっている人に新たな負担がかからないようにすることが必要。
- 2号の副食費、3号の主・副食費を実費徴収化すると、「食材費は払わずにおにぎりを持参させる」、「風邪等で休んだ分の給食費を返してほしい」等の保護者の新たな要望に応える必要がある。また、未納の対応について、既に保育現場では不安の声がたくさん上がっている。
- アレルギー対応が増えており、食事提供の重要度は増している。
- アレルギー食等の対応のため、徴収額に差をつけてしまうと、事務量が膨大になる。
- 除去食など特殊な対応が必要となる場合については、実費徴収の額に差を設けることなく一律とすることが望ましい。
- アレルギー食の提供は、誤食によるアレルギー事故の防止ほか、児童・保護者に対する教育の側面もあるため、全ての対象児に負担感なく提供されるよう、配慮いただきたい。

- 1号・2号の食材料費全てを公定価格に乗せると、幾らになるのか。余りにも過大であるならば、ほかの保育の質向上に充てるべきなのか、総額を見て判断することが必要なのではないか。
- 食育は、保育所保育指針並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領にも記載されており重要。
- 乳幼児の食は、身体的にも人格形成にも大切なもの。
- 高齢者や障害者の場合は日額単価だが、月額単価とした場合の欠席の扱いをどうするのか。
- 食材の共同調達などにより支出と費用負担の両立を図っていくことも重要であり、そのための支援もあってよい。
- 主食について保護者が持参する施設もあり、それも含め、実費徴収という表現が正しいのか。
- 地域子育て支援拠点と利用者支援事業において声が出ており、給食費の取り扱いについてのロードマップ作成も含め、丁寧な検討と保護者への説明を十分にしていきたい。
- 食の楽しさ、うれしさを感じる大切な機会として、全ての子供たちにお弁当の日があると良い。

【経済財政運営と改革の基本方針2018】

「子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援としていくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。」

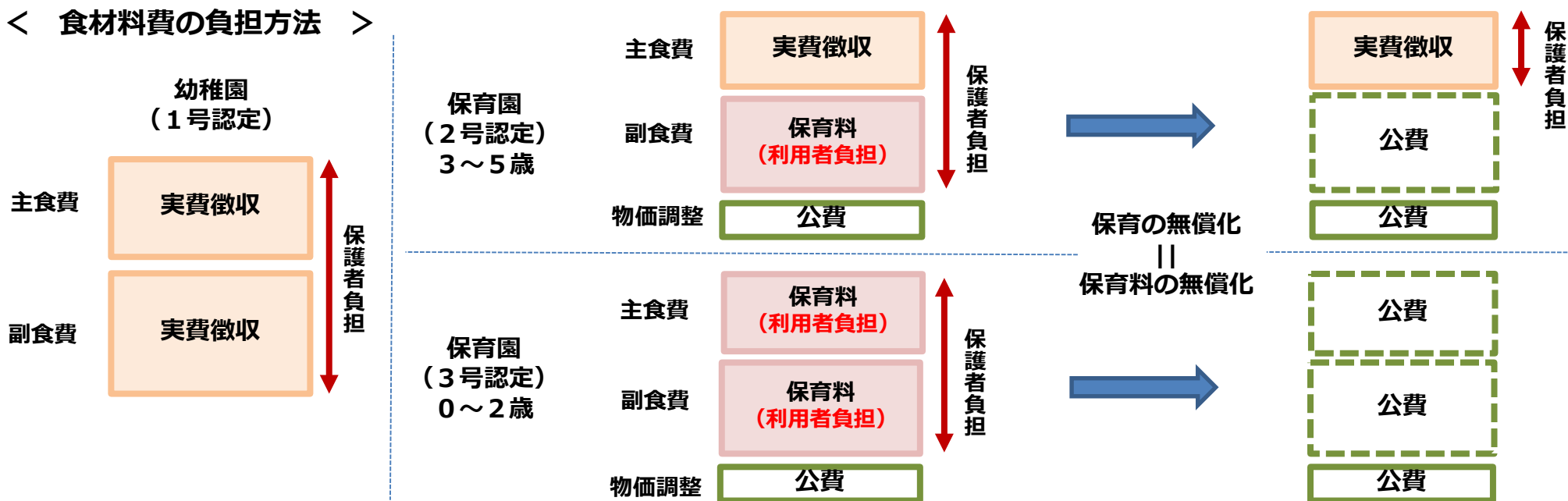
【論点】

- 給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則である中、新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。
- 幼稚園（1号認定）は実費徴収としている一方で、保育園のうち、2号認定については副食費を、3号認定については主食費と副食費を保育料として保護者から徴収しているため、幼児教育・保育の無償化を実施するにあたり、保育料のうち食材料費相当分まで無償化した場合、幼稚園など他制度との間で不公平を生ずる。（参考）障害児施設でも食費は実費徴収

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

< 食材料費の負担方法 >



【改革の方向性】（案）

- 幼児教育・保育の無償化にあたり、幼稚園等との均衡の観点から、保育料のうち食材料費相当分については、引き続き利用者負担とすべき（無償化の対象から除くべき）。（注）ただし、現在でも保育料が減免されている低所得世帯等については、引き続き、配慮が必要。 5

(参考3) 関係条文

● 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）

（利用者負担額等の受領）

第十三条

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供に要する費用（法第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第二号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。